

(書 式 2 - 2 - 6)

使 用 目 的 違 反 を 理 由 と す る 解 除 通 知 書

通 知 書

当 社 は ， 貴 社 に 対 し ， 平 成 ○ ○ 年 ○ ○ 月
○ ○ 日 ， 後 記 土 地 （ 以 下 「 本 件 土 地 」 と い い
ま す ） を 駐 車 場 使 用 の 目 的 で 賃 貸 い た し て お
り ま す （ 以 下 「 本 件 賃 貸 借 契 約 」 と い い ま す
） 。

し か る に ， 貴 社 は ， 本 件 土 地 を 駐 車 場 と
し て で は な く ， 土 地 の 一 部 に プ レ ハ ブ を 建 て
て 事 務 所 と な し ， 他 の 部 分 に 建 築 資 材 等 を 置
く な ど し て ， 事 務 所 兼 資 材 置 場 と し て 使 用 し
て お り ま す 。

か か る 行 為 は ， 駐 車 場 と し て 使 用 す る と
い う 契 約 目 的 か ら 著 し く 逸 脱 し ， 当 社 と の 信
頼 関 係 を 完 全 に 損 な わ せ る も の で あ り ま す 。

当 社 は ， 貴 社 に 対 し ， 平 成 ○ ○ 年 ○ ○ 月
○ ○ 日 付 通 知 書 に よ り ， 通 知 書 送 達 後 直 ち に
か か る 目 的 外 の 使 用 を や め る よ う 警 告 い た し
ま し た が （ 内 容 証 明 は 平 成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○
日 に 貴 社 へ 到 達 し て お り ま す ） ， 現 在 に 至 っ
て も 何 ら 改 善 さ れ て お り ま せ ン 。

当 社 と し て は ， も は や 貴 社 と の 信 頼 関 係
を 維 持 し て い く こ と は で き ず ， 契 約 継 続 は 不

可能であり，本件賃貸借契約を解除させていただきます。

物 件 の 表 示

所 在 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 丁 目

地 番 ○ ○ 番 ○

地 目 宅 地

地 積 ○ ○ . ○ ○ 平 方 メ ー ト ル

平成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日

Asahi Chuo

○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 丁 目 ○ ○ 番 ○ ○ 号

甲 株 式 会 社

代 表 取 締 役 ○ ○ ○ ○

○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 丁 目 ○ ○ 番 ○ ○ 号

乙 株 式 会 社

代 表 取 締 役 ○ ○ ○ ○ 殿

解説

- 1 賃貸借契約を債務不履行に基づいて解除するには、解除権の発生原因事実、解除の意思表示が必要である。
- 2 賃借人は、目的物の性質によって定まった使用収益をしなければならず（民法第616条、第594条第1項）、駐車場として賃借した土地の上に建物を建築するのは用法義務違反である。

